

## ●●事業所職員の深夜出入り対応について

### ○●●事業所と深夜作業

●●事業所とは●●市役所水道局の一部門で、●●庁舎に入っている。  
この●●事業所が深夜作業をするときに立ち会った職員が庁舎に出入りする。

深夜作業には「水道管破裂、漏水、道路陥没」等の突発的・緊急的・応急的なものと  
「計画的に予定された深夜作業・工事」がある。

この作業に立ち会った職員が庁舎に入り残務を終えて庁舎を退出する。  
この出入りが「深夜～明け方」になる。

職員は仮眠中の警備員をインターホンで起こし、警備室前のドアを解錠させて庁舎に入り  
警備員がドアを施錠する。

残務を終えた職員は警備員に連絡し警備室前のドアを解錠させて庁舎から退出し警備員が  
ドアを施錠する。

職員の滞留時間は30分～60分。

警備員の対応時間は「鍵の開け閉めだけ」で5分程度。

### ○前回の申請には含まれていない業務

この業務は仕様書にはっきりと書かれてはいない。

※仕様書5業務内容(2)-3.水道施設の故障及び水対応

※仕様書5業務内容(1)-2.庁舎出入り管理, 3.非常事態時の対処

また、前警備業者からの引き継ぎにもなかった。

許可申請後に深夜出入りがあったが「突発的・緊急的な対応」と考えていた。

しかし、定期的に「金曜の夜から土曜の朝方」に行われるので「突発的・緊急的業務」に  
含まれない業務だと考えるようになった。

## ○断続的労働の適用除外許可の要件に反するか？

当方は「●●事業所の定期的な作業による職員の深夜出入りに警備員が対応すること」は適用除外許可の要件である「夜間の連続した4時間以上の睡眠を確保すること」に反するので警備員に行わせることはできてない。

「深夜出入りをする●●事業所職員に出入口の鍵を貸し出し、その職員で出入りすること」を●●支所に要求した。

これに対する●●支所の回答は

「●●事業所の深夜作業は全て "予定できない突発的作業" である。  
それにより「夜間の連続した4時間睡眠」が害されても適用除外許可の要件に反しない。  
そのため深夜作業立会職員の深夜出入りに警備員が対応するのは当然のことで、  
深夜出入りをする職員に出入口の鍵を貸し出すことはしない」

その後、出入り記録にあるように「金曜夜～土曜未明」の作業が行われている。

## ○備考

金曜、土曜は事業主である当方が業務を行うので、  
当方の労働者が今までにこの対応をしたことはない。  
(一度対応したことがあるが、それは突発的な障害対応だった)

しかし、●●支所が「予定できない突発的作業」と捉え、  
「警備員がこれに対応するのは当然」と考えている以上、金曜・土曜以外にも行われる可能性がある。  
この場合は当方の労働者が対応しなければならなくなる。

また、監督署は「個別な業務が適用除外許可の要件に反するかどうか」の判断はしない  
(できない)のでこの業務を含めて再度の許可申請をすることにした。